

新型コロナウイルスに係る対応策について

令和2年2月25日
学校法人鎮西学園

熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを踏まえ、鎮西学園では感染拡大防止の観点から学校における生徒等への対応について、下記のとおりとします。

1. 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの
 - (1) 生徒等に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合。
 - (2) 生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
 - (3) 上記以外にあって、生徒等（同居者を含む）の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合。
2. 学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置とするもの
 - (1) 生徒等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (2) 保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (3) 教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
 - (4) 部活動指導員等（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
3. 学校が主催する行事については当面（今年度内）の間、下記のとおりとする。
 - (1) 全校で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式や教職員退任式を実施する場合は校内放送での実施等とすこと。
 - (2) 卒業証書又は修了証書授与式は、教職員、卒業生、保護者（同居者）のみで行うこととし、在校生や来賓等の参加は認めない。この場合の授与の形式等は学校長の判断とする。
 - (3) 校舎、体育館等の落成式等外部の者が参加する式典等は行わない。
 - (4) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。また、教職員や生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。
4. その他
 - (1) 上記1により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して熊本市保健所「帰国者・接触者相談センター」への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、同センターへ相談を行うよう指導すること。
 - (2) 上記1により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
 - (3) この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

【参考】学校保健安全法

第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっているか、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。